

特定防除資材（特定農薬）として指定された天敵に関する特区申請に係る対応について

1 これまでの経緯

(1) これまで、使用場所と同一の都道府県内で採取した土着天敵そのものは特定農薬であるが、他の都道府県への流出を避けるため、増殖した天敵は特定農薬には該当しないとして指導してきたところである。

(2) しかしながら、本年6月に行われた「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付」において、特区として県内で採取され増殖されたものを同一県内で使用する場合、特定農薬として認めるよう要望が高知大学から提案された。（別紙1）

このため、内容を検討した結果、「特区に限らず、増殖方法や配布・使用計画などを調査し、土着天敵が当該都道府県外等で配布・使用されないことが確認されれば、増殖した土着天敵の配布・使用を認める。」旨の回答をしたところである。

(3) したがって、土着天敵の増殖、利用を認めるにあたって、増殖させた天敵が当該都道府県外等に配布・使用されないことを確実に担保する要件を検討し、その旨を関係者に通知することとする。

2 全国の実態調査

(1) 調査方法

増殖した土着天敵の配布・使用を認めるにあたり、特区申請者以外の実態を把握する必要があることから、文献調査又は都道府県を対象に土着天敵の増殖に関する研究等の実態調査を行った。（別紙2）

(2) 調査結果

調査結果は以下のとおり（47都道府県から回答）。

① 土着天敵の増殖に関する情報 5県

② 土着天敵の種類

- ・アカメガシワクダアザミウマ（鹿児島県）
- ・オオメカメムシ、ヒメオオカメムシ（千葉県）
- ・カブリダニ科（鹿児島県、千葉県、宮崎県）
- ・クロヒョウタンカスミカメ等（高知県）

- ・ハナカメムシ科（鹿児島県）
- ・ハレヤヒメテントウ（静岡県）
- ・ベダリアテントウムシ（静岡県）

3. 土着天敵の増殖を認める際の条件（案）

- (1) 増殖した土着天敵を譲渡する者は、都道府県に届け出ること。
- (2) 届け出を受けた都道府県は、増殖した土着天敵を譲渡する者及び譲渡先について指導・監視すること。
- (3) 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡先の所在地が県内であることを確認するとともに、他県において使用しないこと及び他者に再譲渡しないことを確認すること。
- (4) 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡先の使用場所及び増殖の規模を考慮した上で土着天敵を配布し、土着天敵の譲渡先及びその量を記録すること。
- (5) 土着天敵を増殖する者は、その旨を記録すること。

（参考）特定防除資材（特定農薬）として指定された天敵（土着天敵）

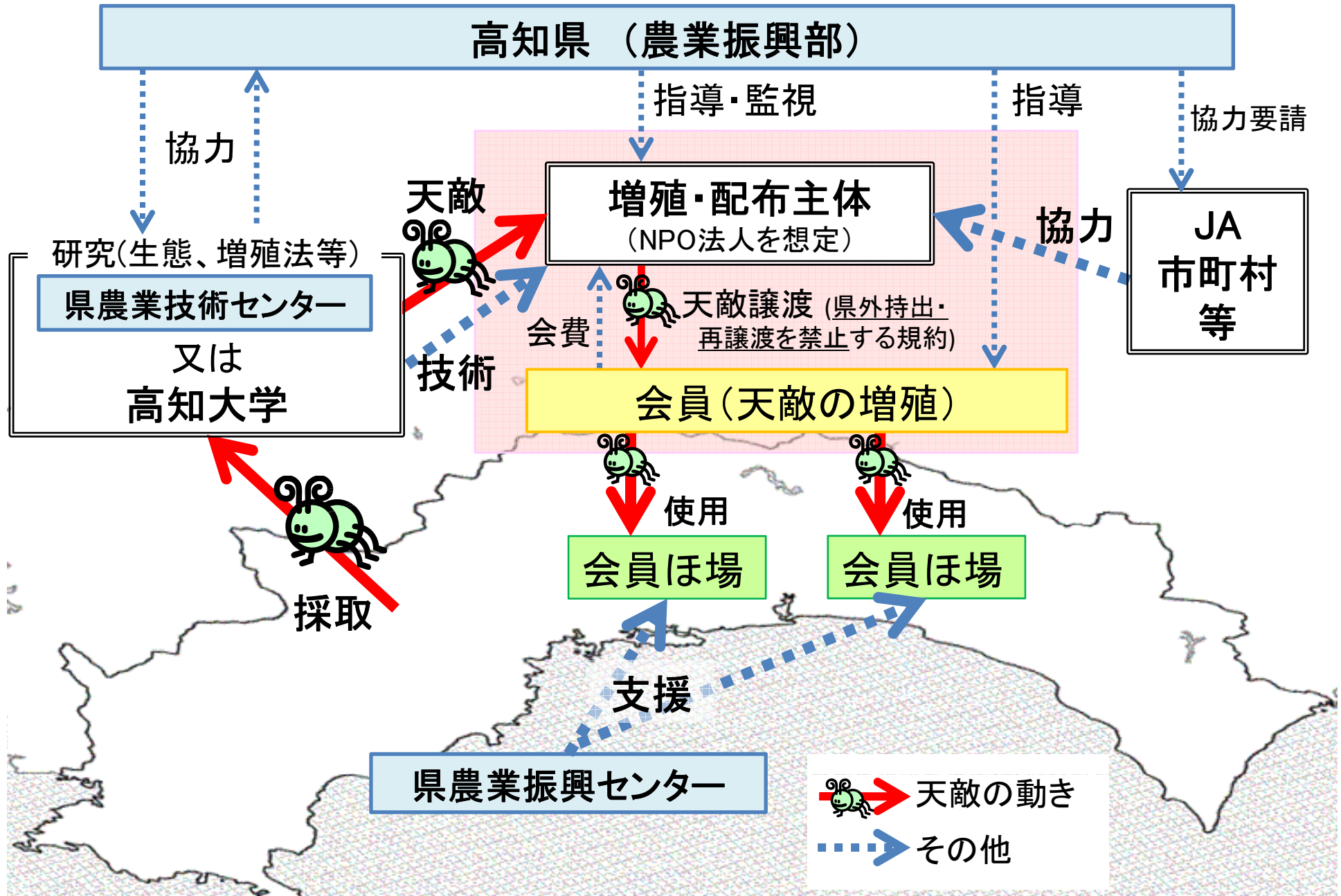
○農林水産省、環境省告示第一号（平成十五年三月四日）抄

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定に基づき、特定農薬を次のように定め、平成十五年三月十日から施行する。

一 天敵

昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島をいう。）にあつては、当該離島内）で採取されたもの

(別紙1) 高知県・高知大学における土着天敵増殖・配布の構想



土着天敵の増殖等に係る調査 記入様式

下記表に、土着天敵の増殖に係る構想や調査研究(計画を含む。)を可能な範囲で記入するとともに、備考欄に関連する文献や報告等について記載し、別添として文献等を添付して下さい。

都道府県
所属
担当者
連絡先 TEL
FAX
E-mail

	記入項目	記入欄	備考(文献等)
1	天敵の名称		
2	増殖方法及び増殖の規模		
3	用途・対象病害虫		
4	天敵の流通及び配布方法		
5	使用方法・使用量		
6	増殖に係る事業主体及び都道府県の関与		
7	使用見込み		
8	安全であることを示す情報		
9	土着天敵に関するご意見		

記入上の注意

わかる範囲で記入してください。(すべての項目を記入する必要はありません。)

- 1 天敵の名称:生物学的種名を記入してください。
- 2 増殖方法及び増殖の規模:天敵をどのように増殖するかを記入してください。
- 3 用途・対象病害虫:どのような病害虫に対しどのような効果があるかを記入してください。
- 4 天敵の流通及び配布方法:天敵が採取された都道府県以外に流通しないことが確認できる措置を記入してください。
- 5 使用方法・使用量:具体的な使用方法、単位面積当たりの使用量を記入してください。
- 6 増殖に係る事業主体及び都道府県の関与:事業主体及び都道府県が関与している場合、その状況を記入してください。
- 7 使用見込み:使用農家数、使用面積等の見込みがあれば分かる範囲で記入してください。
- 8 安全であることを示す情報:農作物に付着して人に摂取された場合でも安全であり、かつ環境に対して安全であることを示す情報があれば記入して下さい。